平成２７年（フ）第１１７号
千葉県四街道市みのり町９番地１
債務者　荒木　英昭
１　決定年月日時　平成27年７月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１２４号
千葉県印西市原山３－８－15号棟　204号室、住民票上の住所千葉県旭市後草1017番地２
債務者　吉田　和則
１　決定年月日時　平成27年７月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１３０号
千葉県八街市八街に155番地２　市営住宅九十九路団地１－１－18号、住民票上の住所千葉県船橋市高根台６丁目44番13号　オリエンタルコート高根台202号
債務者　三ツ木紗織
１　決定年月日時　平成27年７月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１３６号
千葉県佐倉市上志津1789－３　ハーモニー志津Ｃ202号室、住民票上の住所千葉県四街道市大日2186番地６
債務者　村上　孝行
１　決定年月日時　平成27年７月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１３７号
千葉県佐倉市上志津1789－３　ハーモニー志津Ｃ202号室、住民票上の住所千葉県四街道市大日2186番地６
債務者　村上　久江
１　決定年月日時　平成27年７月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１３９号
千葉県印西市平岡1156番地
債務者　川村　敏之（旧姓近藤）
１　決定年月日時　平成27年７月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１４３号
千葉県富里市七栄291番地16
債務者　橋口　富子
１　決定年月日時　平成27年７月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１４７号
千葉県印西市中根1432番地内１
債務者　加藤　　亘
１　決定年月日時　平成27年７月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１４８号
千葉県四街道市和良比230番地１（フラワーハイツ２－Ｂ）
債務者　鈴木奈穂子
１　決定年月日時　平成27年７月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１５２号
千葉県印西市原山３丁目８番地10棟102号
債務者　永田　禎浩
１　決定年月日時　平成27年７月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１５４号
千葉県成田市囲護台1101番地８（月香館201）
債務者　丸山　英二
１　決定年月日時　平成27年７月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１５５号
千葉県八街市八街は４番地115
債務者　赤塚　　毅
１　決定年月日時　平成27年７月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１５７号
千葉県八街市泉台２丁目18番地８
債務者　横山　美紀
１　決定年月日時　平成27年７月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１５１号
高知市薊野北町４丁目３番11号　サン・コートあその202号
債務者　弘田　　超
１　決定年月日時　平成27年７月23日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１５３号
高知市東秦泉寺296番地３　フォブール深田104号
債務者　田中　和哉
１　決定年月日時　平成27年７月23日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１５７号
高知市宝永町４番24号
債務者　國澤　武司
１　決定年月日時　平成27年７月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１６５号
高知市春野町内ノ谷63番地６　高知ハビリテーリングセンター
債務者　嶋出　雅一
１　決定年月日時　平成27年７月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
高知地方裁判所破産係